



子どもの権利 相談窓口

「子どもの権利相談窓口」は、子どもの権利侵害に関する相談窓口です。北区にお住まい、就学、勤務している子どもなら誰でも相談ができます。

また、北区にお住まい、就学、勤務しているお子様をお持ちの保護者の方や子どもに関わりのある方(大人)からの相談も受け付けています。子どもの権利擁護委員等が、相談窓口を通じて必要な助言および支援を行います。

平日午前9時から午後5時まで(祝日・年末年始を除く)

 **03-5948-6882**

北区公式ホームページのフォームから

24h
受付中

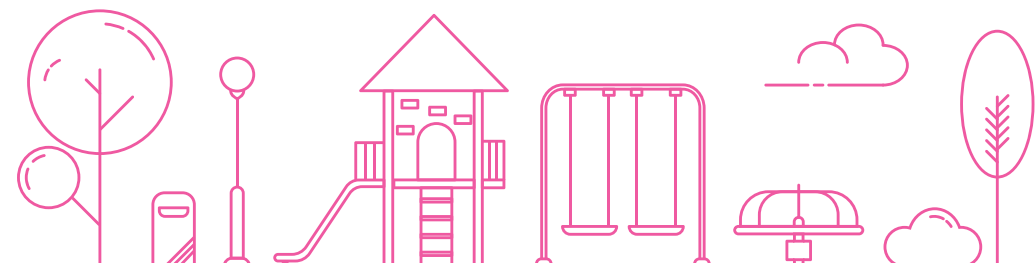


〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10
北区役所滝野川分庁舎一階2番窓口
北区子ども未来部子ども未来課子ども未来係
03-3908-9097

東京都北区

大人向け

子どもの権利と 幸せに関する条例 HANDBOOK



この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、
未来を担う子どもたちがだれ一人取り残されることなく、
自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できるよう

子どもの権利を保障し、
子どもが幸せな状態で生活を送ることができる
社会の実現に向けた取組を推進することを目的としています。

区からのメッセージ

大人のみなさん。区は、子どもの育ちと子育てを支援するため、全ての区民のみなさまに協力を求めています。

区は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもたち・大人からの思いがけない、子どもたちが幸せな状態で生活を送ることができるようこの条例を制定します。

子どもたち

からのメッセージ

私たち子どもは、ゆったりと安心して
きる場所で休めるとき、幸せを感じま
す。大人のみなさんには、私たち子
どもが生まれながらに持っている、育つ
権利や生きる権利をはじめとした、
様々な権利を大切にしてほしいです。

私たち子どもは、おいしいものを食
べているときや安心してねむってい
るとき、また「楽しい」と笑顔になれ
るときに、幸せを感じます。大人のみ
なさんには、子ども同士や大人と子ど
もで共に笑い合える時間を作ってほ
しいです。そして、安全に過ごせる環
境づくりに努めてほしいです。

私たち子どもは、言いたいことをう
まく言えないときがあります。そんな
とき、大人のみなさんには、私たち子
どもの話にしっかりと耳をかたむけ、
ありのままの私たちを受け入れてほ
しいです。

私たち子どもは、努力が報われた
ときや、できなかったことができるよ
うになったとき、幸せを感じます。大
人のみなさんには、私たち子どもが
失敗をおそれず、くり返し挑戦でき
る環境をつくってほしいです。

私たち子どもは、一人ひとり、やり
たいことやできることがちがいま
す。大人のみなさんには、自分が子
どもだったときのことを思い出し、
私たち子どもが心からやりたいこと
を自由に行おうとする姿勢を温かく
見守り、一人ひとりに合わせた応援
をしてほしいです。



※「東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」前文から抜粋

大切な子どもの権利

01

自分の意見、考え、
気持ち等を表明し、
およびそれが
尊重されること。



02

身体的または
精神的な暴力を
受けないこと。



03

家庭の環境、経済的な状況、
社会的身分、年齢、性別、
障害の有無、国籍、
性のあり方等により
差別をされないこと。



04

安全・安心に
過ごせること。



05

ゆったりと安心できる
場所で休めること。



06

プライバシーが
大事にされること。



07

遊ぶこと。



08

様々な文化、芸術、
スポーツ等にふれ、
および親しむこと。



09

くり返し
挑戦できること。



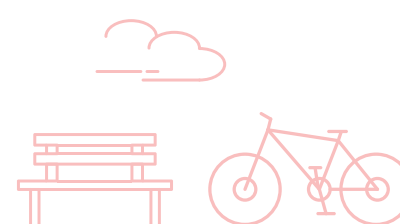
10

なやんでいること、
困っていること等を
相談できること。



11

一人ひとりに応じた
学ぶ環境が
確保されること。



困ったとき、悩んだ ときの相談窓口



北区 教育総合相談センター

北区教育総合相談センターは、教育相談や就学相談、不登校対応など、子どもと学校、家庭にかかる課題のうち、教育に関わる総合相談窓口です。また、特別支援教育の推進や計画に関する施策、日本語学級等も担当しています。

北区在住のお子さん（幼児・小学生・中学生・高校生及びその相当年齢）やその保護者、学校関係者からの学校や家庭での悩みや心配ごとに関するご相談をお受けしています。内容に合わせて、専門の相談員（教職経験者や臨床心理士）が電話や来所でのご相談に応じています。

北区教育総合相談センター

平日8時30分から17時30分まで



教育相談

03-3908-1326



就学相談

03-3908-1237

詳しくは、北区ホームページをご覧ください。



子どもと家庭の 総合相談

子ども（0～18歳未満）と子育てに関する相談なら、どなたでもご利用いただけます。18歳未満のお子さん自身からの相談、ヤングケアラーかもしれないと思った場合の相談もお受けしています。一人で悩まず一緒に考えましょう。

月曜日から土曜日（祝日・12月29日から1月3日を除く）

9時30分から17時まで



03-3927-0874

（相談電話専用）※来所相談は予約制

北区子ども未来部子ども家庭支援センター



03-3914-9565